

令和7年度 玉掛け業務従事者安全衛生教育（再教育）

玉掛け業務従事者安全衛生教育は、労働安全衛生法で定められており、玉掛け業務に従事している労働者の安全と労働災害を撲滅するために行われる教育です。改めて教育を受けることで、最新の危険リスクや危機管理の知識・情報などを学び、「安全な作業方法」や「正しい玉掛けの方法についての知識」からレベルアップできますので、多くの玉掛け従事者の方々が受講されますようご案内申し上げます。

記

第1回	第2回	第3回
8月21日	11月17日	令和8年3月12日
会場：相生労働基準協会2階（相生市旭1丁目2-16）		
受付：8：40～		

1. 講習内容（時間割は講師の都合などにより変更になる場合があります。）

科目	時間割	時間
オリエンテーション	8：50～9：00	
最近の玉掛け用具等の特徴	9：00～10：00	1時間
休憩	10：00～10：10	
玉掛け用具等の取扱いと保守管理	10：10～12：10	2時間
昼食	12：10～13：00	
玉掛け用具等の取扱いと保守管理	13：00～13：30	0.5時間
災害事例及び関係法令	13：30～15：00	1.5時間
修了証交付	15：00	合計 5時間

2. 受講対象者 玉掛け業務従事者で資格取得後概ね5年以上経過した方

3. 定員 28名（定員になり次第、申し込みを締め切ります。）

4. 受講料 7,590円（税込、テキスト代含） 非会員 10,090円

一旦納入された受講料は返還いたしません。

受講者を変更する場合は講習日の6日前までに申し出てください。

5. 受講申込

① Web受付により申込される場合は、協会ホームページの各種講習ページから可能です。

② 電話にて予約される場合は、切手を貼った返信用封筒を同封の上、申込書を当協会まで郵送してください。

（申込書はホームページからダウンロードできます。）TEL.0791-22-8404

③ 受講料は下記口座へ振込ください。（振込手数料はご負担ください。）

【振込口座】 兵庫信用金庫相生支店 普通 187839 相生労働基準協会

6. その他

（1）受講者は受講票と本人確認書類（自動車運転免許証、健康保険証等）を会場受付に提示して出席印を受けてください。

（2）遅刻、途中退場者には、修了証は発行いたしません。※オリエンテーション終了後は、遅刻とします。

（3）施設の駐車場は、駐車台数に限りがあります。できる限り乗り合わせてお越しください。

（4）ご提出いただいた個人情報、当協会が責任をもって管理し、本講習以外の目的に使用しません。